

船舶事故調査報告書

令和元年11月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	沈没
発生日時	平成31年4月10日 03時30分ごろ
発生場所	千葉県銚子市 <small>いぬぼう</small> 犬吠埼南南西方沖 犬吠埼灯台から真方位192.5° 12.9海里付近 (概位 北緯35° 29.9′ 東経140° 48.7′)
事故の概要	漁船伊東は、操業後、ロープで繋がっていた漁船第三十一伊東丸に引かれ、傾斜して海水が流入し、沈没した。
事故調査の経過	平成31年4月23日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第三十一伊東丸、19トン CB2-60251（漁船登録番号）、伊東丸漁業株式会社 B 漁船 伊東、2.1トン CB3-60588（漁船登録番号）、伊東丸漁業株式会社
乗組員等に関する情報	A 漁労長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A なし B 沈没（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約3～6m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A船は、漁労長Aほか11人が乗り組み、B船と共にいなだ巻き網漁の操業を行っていた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、A船の船首部及び船尾部とB船の船尾部をロープでつなぎ、A船が取り囲んだ網の方向へ傾斜しないように姿勢を保つ目的で、A船を引く裏漕ぎ作業を行っていた。 漁労長Aは、操業が終了して帰港することとし、先にA船の船尾側のロープを放させ、次にA船の船首部側のロープを放すようA船の船首部にいた乗組員に船内マイクで指示した。 B船は、機関を中立とし、船長Bが回収しようとロープを船尾部のドラムで巻き始めた。 A船は、漁労長Aが船首部のロープが繋がったままの状態であることに気付かずに前進した。 B船は、船尾部が左舷船尾方に引かれて傾斜し、舷縁から海水が流入して沈没した。 船長Bは、救命胴衣を着用しており、海中に飛び込んだのち、浮い

	<p>ているところをA船に救助され、搬送された病院で溺水と診断された。</p> <p>漁労長Aは、A船の船首部にいた乗組員が指示を聞き漏らしていたと本事故後に聞いた。</p> <p>漁労長Aは、A船の船首部にいた乗組員がロープを船首部から放す状況を目視で確認していれば良かったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>B船は、A船の裏漕ぎ作業終了後、A船がロープを繋いだままの状態でも前進したこと、船尾部が左舷船尾方に引かれて傾斜し、舷縁から海水が流入して沈没したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、B船が、A船の裏漕ぎ作業終了後、A船がロープを繋いだままの状態でも前進したため、船尾部が左舷船尾方に引かれて傾斜し、舷縁から海水が流入して沈没したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 網船の船長は、裏漕ぎのロープの回収作業を行う際、確実にロープを放したことを確認すること。